

制度要件一覧表

	補助金					利子補給	
	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	青森県産業立地促進費補助金	企業立地促進奨励事業費補助金	みやぎ企業立地奨励金	茨城県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	復興特区利子補給金	
事業主体	経済産業省	青森県	岩手県	宮城県	茨城県	復興庁	
補助率等	対象地域及び企業規模毎に上限補助率を設定	設備投資額1億円以上、雇用増10人以上→5% 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上→10%	補助対象経費の2/10以内の額	投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて奨励金交付率が変動	支払電気料金に応じた補助 さらに増加雇用人数による補助(特例加算)あり ※最大で電気料金の2分の1程度	0.7%以内(利子補給率)	
業種	—	製造業、頭脳立地業種、情報通信関連業種等	製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所	—	—	—	対象市町村における日本標準産業分類の大分類に占める対象業種(中分類)の占有率(※)が上位5業種以内であること ※新規事業所による増加分を含む当該業種(中分類業種)の売上高又は従業員数の大分類業種に占める割合をいう
対象施設	工場(製造業)、物流施設、試験研究施設、コールセンター等	建物・機械設備を取得する経費(リース含む)	①工場等の用地の取得及び造成に要する費用 ②構築物等の建設に要する費用 ③機械、設備等償却資産の取得に要する費用	①製造業に係る工場、②製造業に係る研究所、③道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業に係る物流拠点施設	—	以下に係る施設 ①高度医療 ②農林水産業の高度化 ③エネルギーの使用合理化・再生可能エネルギー ④温暖化対策・リサイクル ⑦物流 ⑧情報通信 ⑨交通	以下に係る施設 ⑤新商品役務の開発・新分野進出+雇用創出 ⑥地域産業の高度化・活性化+雇用創出
新增設	※機械設備のみの増設は対象外 ※土地取得を推奨	新設	※原則、新設が対象 ただし、県北・沿岸等の市町村に工場等を立地している企業は増設も対象	新設又は増設 ※土地を除く	新設又は増設	維持更新投資は対象外	
復旧・復興	復旧事業は対象外	—	—	—	—	復興の円滑かつ迅速な推進に必要な事業であること	
立地場所	津波及び水災被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城県)及び原子力災害被災地域(福島県)	青森県全域	岩手県全域	宮城県全域	日立市・ひたちなか市・東海村・那珂市	特定被災区域	
設備投資金額等	50百万円未満は対象外 補助上限30億円(ただし、外部審査委員会の評価が特に高い案件は50億円)	設備投資額1億円以上	新設:50百万円以上 増設:100百万円以上	1億円(工場適地等は5,000万円)以上 ※取得価格ではなく、固定資産税の課税標準額	特例加算の場合、取得価格250万円～1,000万円の要件あり	・対象市町村における当該業種(中分類)の設備投資平均額と同等以上 ・融資総額3億円以上	
雇用人数	投下固定資産額に応じ、以下のとおり。 (投下固定資産額)(新規地元雇用者数) 5千万円以上 3人以上 1億円以上 5人以上 10億円以上 10人以上 20億円以上 20人以上 30億円以上 30人以上 40億円以上 40人以上 50億円以上 50人以上 60億円以上 60人以上 70億円以上 70人以上 80億円以上 80人以上 90億円以上 90人以上 100億円以上 100人以上	雇用増10人以上	10人以上(製造業) 5人以上(製造業以外)	新規雇用3人以上 ※雇用期間の定めのない者に限る	雇用増3人以上	—	最低3人以上 ※パート・アルバイトを含み、期間従業員を除く
出荷額等	—	—	—	—	—	—	対象業種(中分類)における対象事業者の売上高又は従業者数の占有率(※)が概ね1/6以上であること ※新規事業所による増加分を含む当該事業者の売上高又は従業員数が対象業種(中分類業種)に占める割合をいう
資金使途	工事附帯費用を含む 土地賃借料等一部経費は対象外	—	—	—	—	運転資金、補助金受入までのつなぎ資金は対象外	
事業着手の時期	交付決定後。 ただし、平成25年1月29日(平成25年度予算案閣議決定日)時点で公表済の設備投資は対象外	—	着工30日前までに指定申請が必要	着工30日前までに指定申請が必要	—	事業の用に供した設備は対象外	
事業完了の時期	平成29年度末まで	—	—	—	—	—	
備考	個別案件ごとの補助率は外部審査委員会の評価結果により変動	・対象企業は県の誘致企業 ・金矢工業団地及び青森中核工業団地は県内企業も対象	1工場等につき1億円又は3億円(投資規模及び雇用人数による)を限度とする	・投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて限度額が変動 ・国や市町村等の補助率1/2を超える補助金等との併用はできない	・日立市旧十王町、那珂市旧瓜連町は対象外 ・新增設した翌半期から概ね8年間の交付 ・年2回(4月頃、10月頃)募集	※公的計画に位置付けられていること ※銀行、信金、信組、農漁協等の金融機関による融資であること	※銀行、信金、信組、農漁協等の金融機関による融資であること

(注)本表に記載されている内容は概要を記したものであり、実際の制度適用にあたっては個別の判断が必要となる場合があります。